

1 0 年 保 存
機 密 性 1
平成 27 年 3 月 25 日から 平成 37 年 3 月 24 日まで

基 発 0325 第 5 号
平成 27 年 3 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る特定の事案に
対する指導等を実施する専従チームの設置について

「『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－」（平成26年6月24日閣議決定）
において、働き過ぎ防止のための取組強化が盛り込まれる一方で、過労死等防止対
策推進法（平成26年法律第100号）が昨年11月1日に施行されたところであり、長
時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策（以下「長時間労働対策等」
という。）の強化が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、昨年9月30日に厚生労働大臣を本部長とする「長時間
労働削減推進本部」が設置され、長時間労働対策等について、省を挙げて取り組ん
でいるところであるが、平成27年1月27日に開催された「第2回長時間労働削減推
進本部」において、長時間労働対策等の一層の強化を図るため、平成27年度から新
たに実施する取組の一つとして、標記の専従チームを下記により設置（常設）し、
長時間労働対策等の積極的かつ効率的な推進を図ることとしたので、了知の上、適
切に対応されたい。

記

1 専従チームを設置する労働局等について

- (1) 専従チームを設置する労働局
東京労働局及び大阪労働局とする。
- (2) 設置する時期
平成27年4月1日とする。

2 専従チームの名称等について

- (1) 専従チームの名称等
専従チームの名称は、「過重労働撲滅特別対策班」（以下「特別対策班」と
いう。）とする。

なお、「特別対策班」の存在が広く国民に認知され、浸透が図られるよう、通称を「かとく」とする。

(2) 特別対策班の体制について

特別対策班には、事務を総轄整理する主査として監督課長を置く。また、特別司法監督官及び特別監督官を構成員とする。

なお、必要に応じ、労働局長が構成員の追加等を指示することができるものとし、詳細は、別途定める設置要綱によることとする。

3 特別対策班の業務について

特別対策班は、長時間にわたる過重な労働が行われ、労働基準関係法令に違反し、または、違反する疑いがある事案であって、監督指導において事実関係の確認調査が広範囲にわたるもの、司法事件で捜査対象が多岐にわたるもの及び被疑事実の立証等に高度な捜査技術を必要とするものなどについて、積極的かつ効率的な処理を行うこととする。

4 東京労働局及び大阪労働局を除く道府県労働局における対応について

(1) 東京労働局及び大阪労働局を除く道府県労働局（以下「特別対策班未設置局」という。）は、特別対策班の事案等の処理に当たり協力等を求められたときは、これに協力すること。

(2) 特別対策班未設置局において、特別対策班が取り扱う事案等と同様な事案等が生じた場合には、これに対する積極的かつ効率的な処理のため、労働局長が必要と判断した場合には、特別対策班を設置して差し支えないこと。

5 その他

特別対策班に係る事項については、厚生労働省労働基準局監督課監督係と連携を図りつつ、対応すること。

過重労働撲滅特別対策班の設置について

1 趣旨

平成 26 年 9 月に厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」が設置され、長時間労働対策について、省をあげて取り組んでいるところであるが、同推進本部において、過重労働に係る大規模事案、困難事案等に対応するための専従対策班を労働局に新設することとされた。

このことを踏まえ、長時間にわたる過重な労働が行われ、労働基準関係法令に違反し、または、違反する疑いがあり、監督指導における事実関係の確認調査が広範囲となる事案、司法処分事件における捜査対象が多岐にわたる事案、被疑事実の立証等に高度な捜査技術を必要とする事案等について、積極的かつ効率的な取り組みを行うため、労働基準部監督課に過重労働撲滅特別対策班（以下「特別対策班」という。）を設置する。

2 組織等

- (1) 特別対策班に、主査及び構成員を置く。
- (2) 主査は、監督課長をもって充てる。
- (3) 主査は、特別対策班の事務を総轄整理する。
- (4) 構成員は、特別司法監督官及び特別監督官をもって充てる。
- (5) 労働局長は、特別対策班が取り扱う事案の内容等に応じて、労働局及び管内の労働基準監督署の職員から構成員の追加を指示することができる。

3 その他

- (1) 主査及び構成員に対しては、労働局長により命を発令する。
- (2) 以上に定めるもののほか、特別対策班の運営に関し必要な事項は、労働局長が別に定める。

4 設置日

特別対策班は、平成 27 年 4 月 1 日をもって設置する。